

山梨県自動車税センターからのお知らせ

1 他県ナンバー・転入車両の車検を受ける方へ

- 他県ナンバー、転入車両ともに
納税証明書がない場合は**車検を受けることができません。**
車検時に必ず**納税証明書をご用意ください。**

【注意】 お手元に継続検査用納税証明書がない場合は、継続検査前に4月1日現在のナンバーの都道府県に問い合わせて、交付を受けるようにしてください。

2 (社)山梨県自動車整備振興会内に開設している納税確認派出窓口で 税務端末機による納税確認を行っています

- (社)山梨県自動車整備振興会内の派出窓口での納税確認(完納印押印)方法
 - ◆ 窓口備え付けの『自動車税納税証明書(交付請求書)』に必要事項を記入して提出することによる納税確認方法
 - ◆ 従前の『自動車税納税証明書(継続検査用)』の提出による納税確認方法

【注意】 (社)山梨県自動車整備振興会内の派出窓口では、納税証明書の発行、納付書の作成及び県税等の納付業務はできません。

※ 派出窓口の開設時間はこれまでと同じです。

午前9時～午前11時45分まで及び午後12時55分～午後3時まで

(派出窓口の閉鎖日は、窓口に設置したカレンダーで御確認ください。)

なお、次の場合は引き続き**山梨県自動車税センターの納税確認窓口**(C棟③番窓口)で手続きを行うようお願いします。

- ◆ 一般用納税証明書の交付を請求する場合(継続検査(車検)以外の納税証明)
- ◆ 継続検査(車検)用の『自動車税納税証明書』の交付を請求する場合
(完納印を使用せず、納税証明書を発行する場合。)
- ◆ 未納があり(又は納税確認により未納が判明し)、納付と納税確認
(完納印の押印)を要する場合

【上記に関する問い合わせ先】

山梨県自動車税センター 自動車税課 管理担当

(正式名称:山梨県総合県税事務所 自動車税部 自動車税課 管理担当)

住所:〒406-8558 笛吹市 石和町 唐柏 1000-4

電話番号:055-262-4662

FAX番号:055-263-2421

【軽自動車検査協会よりお知らせ】

4月2日以降に名義変更等された軽自動車の継続検査時に
軽自動車税完納確認を行います

～平成21年4月から実施～

◇ 周知期間 平成20年12月～平成21年3月

◇ 確認書類

次のいずれかで確認します。

その1) 前使用者の軽自動車税納税証明書

その2) 新使用者の軽自動車税非課税証明書(各市町村発行)

その3) 名義変更時の軽自動車税納税申告書の控え